

令和6年度 第1回山北町農業委員会総会 会議録				
召集年月日	令和6年4月25日(木)			
召集場所	山北町役場401会議室			
開・閉会日時	開会	令和6年4月25日 午後4時30分		
	閉会	令和6年4月25日 午後5時00分		
応(不応)招委員 及び出席並びに欠席委員 出席 10名 欠席 1名 (凡例) ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す	番号	氏名	出欠等の別	
	1番	杉山 照枝	○	
	2番	二宮 慶晃	△	
	3番	磯崎 加代子	○	
	4番	細谷 晋之	○	
	5番	三尋木 重夫	○	
	6番	高杉 光男	○	
	推進委員 山北地区	瀬戸 利男	○	
	推進委員 向原地区	遠藤 隆雄	○	
	推進委員 岸地区	田淵 康男	○	
	推進委員 共和地区	杉本 君雄	○	
	推進委員 清水地区	山崎 貞和	○	
	会議録署名委員	1番	杉山 照枝	3番
出席した事務局	事務局長	事務局員	高橋、瀬戸	
会議に付した案件	別紙のとおり			
会議経過	別紙のとおり			

山北町農業委員会第1回総会会議録

令和6年4月25日

1 開会

2 議事録署名人

3 議案

議長 : 農地法5条第1項の規定による許可申請について事務局から説明願います

事務局 : 1ページをご覧ください。農地法5条第1項の規定による許可申請について説明します。申請地は、[]の867㎡です。

[]から[]へ所有権を移転します。転用目的は宅地造成で4区画の分譲敷地として販売するためです。

2ページが申請書です。[]まで工事を行います。

[]
3ページが全部事項証明書です。

4ページが位置図です。5ページが拡大図です。[]に向かい途中に申請箇所があります。

6ページが公図です。

7ページが土地利用計画図です。残地部分は譲渡人の土地のため転用による影響はありません。また隣接地には柑橘畑がありますが南側のため日照の問題はありません。

8、9ページが田淵推進委員に確認していただいた時の写真です。[]

[]また過去に栗を栽培していたようですが伐採しており、休耕地となっているため転用による影響はないこととされます。以上です。

議長 : 現地を確認した田淵推進委員から何かありますか。

田淵推進委員 : みかん畑があるが南側なので問題はないと思います。

議長 : 何か意見はありますか。

瀬戸推進委員 : 以前は何が植えてあったのか。

田淵推進委員 : 事務局が説明したとおり栗が植えてありました。

議長 : みかん畑があるため付帯事項として柑橘の消毒があることを申請者に伝えてください。

事務局 : 申請者に消毒の件を伝えます。

議長 : その他意見がないようでしたら、承認の方は挙手をお願いします。
(全員) 挙手。よって議案1号は承認されました。

4 その他

5 閉会

議長 : これで山北町農業委員会総会を閉会します。(17:00)